

利殖商法

「絶対もうかる」と言われたけれど…

突然の電話で「あなただけに特別な話を…」「銀行より何倍も利回りがいい」「元本保証だから安心」と言われ、社債を購入したが、担当者や会社と連絡が取れなくなった。



他にもこんな手口が…

業者は「未公開株」「社債」「商品相場」「事業への投資」や、その他「鉱山の採掘権」「有料老人ホームの利用権」「永代供養墓の権利」など、いろいろな名目の金融商品を販売します。

以前に購入した金融商品の被害救済をするという話や、数社がグルになり「すぐ買い取るから」、「あの商品は良い。買っておくべき」などと電話をかけてくることもあります。



- ★「本当に確実にもうかる話」を電話で勧誘することはありません。
- ★仕組みや内容が分からない金融商品には手を出さないようにしましょう。

実際に相談があった事例と

トラブル 対処法



事例と同じような状況にあったら、迷わずご相談ください。

日野市消費生活相談室

☎ 581-3556

市民の皆さまの消費者被害を未然に防ぐため、消費生活安心ガイド（保存版）を作成しました。

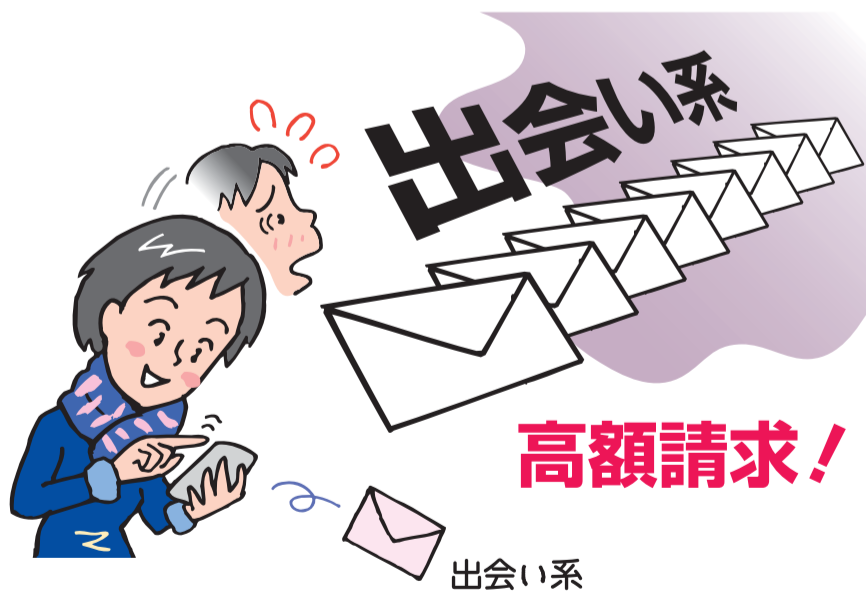
使い方

点線部分を①山折り→②谷折り→③半分に折るとコンパクトになりますので、電話機のそばなどに保存し、ご活用ください。

出会い系サイト

メール交換に高額なポイント料金が…

出会い系サイトに登録し「芸能人の悩みを聞いてほしい」「大金をあげる」などという相手とメール交換をしていたら、いつのまにか高額なポイント料金が発生していた。



- ★出会い系サイトは匿名性が高く、「嘘」や「なりすまし」が横行しています。魅力的な内容のメールが届いても、冷静になって考えましょう。
- ★有料ポイントの購入は慎重に。高額なポイントを使わせることが相手の目的です。

クーリング・オフ制度

「訪問販売で、必要のない契約をしてしまった」「電話で呼び出されて、あるいは街で声をかけられて、断りきれずに契約してしまった」。このような不意打ち的な契約は、一定期間内であれば、無理由、無条件で契約を解除できます。これをクーリング・オフ（冷却期間）といいます。

主なクーリング・オフ期間一覧表

取引内容	期間
訪問販売 電話勧誘販売	法定契約書面の交付の日から8日間
マルチ商法（連鎖販売取引）	法定契約書面の交付の日から20日間
特定継続的役務取引（エステ、学習塾、外国語教室、家庭教師、パソコン教室、結婚情報サービスなど）	法定契約書面の交付の日から8日間
業務提供誘引販売（いわゆる内職商法）	法定契約書面の交付の日から20日間

※クーリング・オフ期間を過ぎても解約できる場合があります。日野市消費生活相談室にご相談ください

必ず書面で通知します（出す前にコピーを取り、郵便局から「特定記録郵便」または「簡易書留」で出してください。クーリング・オフの効力は、相手に到達しなくても期間内に郵便局に受け付けされれば良い）。

また、クレジット契約をしている場合は、クレジット会社にも同じものを送付してください。

クーリング・オフ記載例

郵便はがき 切手 〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇株式会社 代表取締役 様	<p>私は、〇年〇月〇日貴社と下記の契約をしましたが、解除します。</p> <p>商品名・役務名 〇〇〇〇 代金 〇〇〇円</p> <p>私が支払った〇〇円を至急返金してください。</p> <p>私が受け取った商品を貴社の費用で早急にお引き取りください。</p> <p>〇年〇月〇日 東京都日野市〇〇町〇〇番地 氏名 日野 花子</p>
---	--

クーリング・オフが適用されない場合

- 代金が3000円未満で、現金で支払ったときは適用されません。
- 消耗品（化粧品、健康食品など）のうち、使用した分は原則適用されません。
- 店舗での契約や通信販売ではクーリング・オフの適用はありません。